

健康保険法などの改正案 ポイント

- 年金収入が年163万円超の人を対象に、75歳以上の後期高齢者の公的医療保険料を引き上げる健康保険法などの改正案は十三日の衆院本会議で、自民、公明両党などの賛成多数により可決され、衆院を通過した。参院での審議を経て、今国会で成立する見通し。
- 出産育児一時金の財源を、24年度から75歳以上の保険料でも負担
- 自営業やフリーランスの人が加入の国民健康保険で、産前産後計4カ月分の保険料を免除
- 65~74歳の医療費財源を現役世代が拠出する仕組みに、給与水準を反映
- 地域で身近な「かかりつけ医」の制度化

一定収入のある七十五歳以上の後期高齢者の公的医療保険料を引き上げる健康保険法などの改正案は十三日の衆院本会議で、自民、公明両党などの賛成多数により可決され、衆院を通過した。参院での審議を経て、今国会で成立する見通し。

し。引き上げは二〇二四、二五年度に段階的に行つ。七十五歳以上のうち、年金収入が年百五十三万円を超える約四割の人が負担増となる。医療費のほか、子どもを産んだ人が受け取る出産育児一時金の財源に充て、今国会で成立する見通し。

少子高齢化が進む中、高齢者の医療費財源の半分弱を賄っている現役世代の負担を軽減する狙い。全ての世代で支え合う「全世代型社会保障改革」の一環。改正案は、七十五歳以上の医療保険料の引き上げに

関し、二四年度から年金収入が年一百十一万円超の人を対象とし、二五年度に年百五十三万円超へ拡大する規定した。厚生労働省によると、例えば年金収入が年一百万円の場合、保険料は年三千九百円増える。七十五歳以上の医療費

六十五~七十四歳の医療費財源の一部も現役世代が拠出している。改正案は、より給与水準を反映する仕組みに改める。給与の高い大企業の健康保険組合は保険料増につながる。

出産育児一時金は三年四月に、従来の四十万円から五十万円に増額された。現役世代の健保組合など、保険料が主な財源となっている。費用負担を分け合つため、二四年度から七十五歳以上の保険料の一部を財源に充当する。

自営業者やフリーランスが入る国民健康保険では、産前産後計四カ月分の保険料を免除する。地域医療の強化に向け、身近な「かかりつけ医」の制度化も盛り込んだ。

75歳負担増 今国会成立へ

法案衆院通過 医療保険料引き上げ

保険料引き上げと出産育児一時金の見直しイメージ

